

令和5年度（中間年）津山市建設工事等入札参加者格付け要領

1. 基本方針

令和5年度津山市建設工事等入札参加者の格付けは、次の方針に基づいて行う。

有効期間は令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間とする。

(1) 建設業法第27条の23の規定による『経営事項審査』の結果を尊重する。

なお、令和5年度の『経営事項審査』の結果は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までのものを用いる。

(2) 下記に該当する不良・不適格業者を排除する。

- ① 技術力、施工能力を有しない業者
- ② 経営を暴力団が支配する業者
- ③ 経営事項審査等の入札参加申請事項に虚偽記載をする業者
- ④ 工事の入札及び契約に対して不正行為をする業者

(3) 等級の格付けに充足すべき最低基準制度を採用する。

- ① 技術職員雇用最低基準制度
- ② 実績年数による基準制度

(4) 本市との工事請負契約における工事成績評定により評価する。

(5) 指名停止措置の有無により評価する。

2. 能力評定数値

建設業29業種の建設工事参加資格者に係る能力評定数値は、建設業法第27条の23の規定による『経営事項審査』の総合評定値（P点）と主観点との合計点（能力評定点）とする。

3. 令和5年度業種別等級別格付け基準

建設29業種の等級格付けは、業種別に定める能力評定数値区分に該当する者について、当該能力評定数値区分に対応する職員雇用最低基準以下で、その者が満たす職員雇用最低基準に対応する等級中の最上位の等級に格付けを行う。

ただし、建設業法第27条の23の規定による『経営事項審査』の平均完成工事実績のない者、及び、職員雇用最低基準のいずれかを満たさない者は、等級格付けを行わない。

さらに、土木一式工事及び建築一式工事については、経営事項審査における完成工事高が100万円未満は等級格付けを行わない。

また、新規に入札参加申請を提出して2年間、及び、今回追加申請された建設業種の格付けは行わない。

(1) 土木一式・建築一式・とび土工コンクリート(法面含む)・解体工事業者の等級格付け

能力評定数値区分	職 員 雇 用 最 低 基 準	等級
1,000 点以上	職員（常勤職員をいい、家族従業員を含む。以下同じ。）のうち、営業所専任技術者が一級の技士（特定建設業の営業所の専任となりうる国家資格を有する者をいう。以下同じ。）で、その他の職員に一級の技士が1名以上いること。	特A
800 点以上 1,000 点未満		A
710 点以上 800 点未満		B
600 点以上 710 点未満		C
550 点以上 600 点未満		D
550 点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め建設業法第7条第2項のイ若しくはロ該当以上の技術者が1名いること。	E

(2) 舗装工事業者の等級格付け

能力評定数値区分	職 員 雇 用 最 低 基 準	等級
1,000 点以上	職員（常勤職員をいい、家族従業員を含む。以下同じ。）のうち、営業所専任技術者が一級の技士で、その他の職員に一級の技士が1名以上いること。	特A
800 点以上 1,000 点未満		A
710 点以上 800 点未満		B
600 点以上 710 点未満		C
600 点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め建設業法第7条第2項のイ若しくはロ該当以上の技術者が1名いること。	D

※①舗装工事の格付けは、舗装工事機械4種類（アスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、マカダムローラ、モーターグレーダ）の保有等が条件となる。

②アスファルトフィニッシャーのみ保有等の場合は、等級格付けの最上位をDランクとする。

③アスファルトフィニッシャーの保有等ない場合は、格付け対象としない。

(3) その他の工事業者の等級格付け

能力評定数値区分	職 員 雇 用 最 低 基 準	等級
1,000 点以上	職員（常勤職員をいい、家族従業員を含む。以下同じ。）のうち、営業所専任技術者が一級の技士で、その他の職員に一級の技士が1名以上いること。	特A
710 点以上 1,000 点未満		A
550 点以上 710 点未満		B
550 点未満	職員のうち、営業所専任技術者を含め建設業法第7条第2項のイ若しくはロ該当以上の技術者が1名いること。	C

※ (1)～(3)の職員雇用最低基準の詳細は、津山市建設工事請負契約競争入札の参加資格審査及び業者選定に関する要綱第2条を適用する。

4. 専門業種の取扱いについて

- (1) 塗装工事及び防水工事については、第1種専門業種とし、第1種専門業種以外の業種の登録をしない。
- (2) 交通安全施設工事及び造園工事については、第2種専門業種とする。また、各々の業種の他に2業種までの登録を認める。
- (3) 交通安全施設工事は、とび・土工・コンクリート工事又は塗装工事の業種において、建設業の許可を受けており、経営審査を受けており、完工高が0でないことを満たしている場合のみ登録する。

5. 等級格付けの付帯要件等

- (1) 常勤職員とは、原則として雇用保険及び社会保険に加入している者をいう。
- (2) 新規に入札参加申請書を提出した者は、3年目より等級格付けを行うが、最高等級はC等級（その他の工事については、B等級）を限度とする。
- (3) 等級格付けの上位変更は、前回と比較して2等級（その他の工事については、1等級）を限度とする。
- (4) 必要に応じて事務所の実態調査を実施し、事務所の実態が確認出来ない場合等は等級格付けを行わない。
- (5) 等級格付けは、津山市内に常時契約を締結する事務所（契約の見積り、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為が日常的に行われている事務所をいう。）として主たる営業所（本社若しくは本店）を有する建設業者について行うものとする。ただし、従前から等級格付けしている業者は従前の登録基準※による。

※従前の登録基準とは、市内に法人市民税を納付している支社、営業所等があり、技術職員のうち津山市民を5名以上常時雇用している場合は、市内業者として登録を検討する。

- (6) 業種追加申請の取扱いは次のとおりとする。

- ①経審点数と工事高が共になければ受付ない。
- ②経審点数と工事高が共にある場合、2年目から等級格付けを行う。
- ③等級格付けについては、限度を設げず能力評定数値のとおりとする。

6. 能力評定数値の主観点について

(1) 工事成績評定による加点及び減点の基準

令和2年度、令和3年度に完工した2年間の工事検査調書工事成績評定点の結果に基づき、平均点及び個々の評定点について、各10点を上限として次表のとおり加点及び減点する。

また、特定建設工事共同企業体の構成員（市内業者）の工事成績評定点についても同様に取り扱うものとする。

工事成績評定点による加減点

工事成績評定点	平均点による加減点	個別点による加減点
75点以上	10点	3点
70点以上75点未満	5点	1点
60点以上70点未満	0点	0点
55点以上60点未満	-5点	-1点
55点未満	-10点	-3点
上限加減点	-10点～+10点	-10点～+10点

(2) 工事成績評定点の加減工種の分類基準

工事成績評定点の加減について、下記の表のとおり業種を土木系と建築系に分けいずれかに加点及び減点するもの。

工事成績評定点により加減点を分類する建設工事の工種

加減点分類	加減点を分類する建設工事の工種
土木系	土木、土木系とび、土木系解体、造園、土木系石、土木系鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、土木系塗装、水道、清掃施設、さく井
建築系	建築、電気、管、大工、左官、建築系とび、建築系解体、建築系石、屋根、タイル、建築系鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、建築系塗装、防水、内装、熱絶縁、建具、機械器具、電気通信、消防

(3) 指名停止措置による減点基準

過去2年間（R2.4.1～R4.3.31）の津山市の指名停止措置について、1回毎に下記のとおり減点する。

指名停止期間	減点（処分1回毎）
1月以上2月まで	-10点
3月以上5月まで	-20点
6月以上	-30点

7. 業者の指名について

- (1) 舗装工事業者及び法面工事業者については、自社施工能力の有る者から指名を行うものとし、現場の施工状況等を確認する。
- (2) 4月20日までに事務所移転の申請がなされた場合は、6月30日までの間は旧申請場所の区域で入札参加させる。なお、入札参加資格受付締切日以降にその申請がなされた場合は、その申請の認定は旧申請場所で行う。
- (3) 市内に本店及び支店等を開設している者は、本店のみの登録とし、二重登録は認めない。また、市外業者で、支店等を市内業者として登録した場合は、原則として本店との二重登録は認めない。
- (4) 下水道工事については、指名基準を別途定める。

8. 中間年（2ヶ年の後半年度）の取扱いについて

市税納税証明書等別途定める書類は中間に提出を求める。
ただし、新規申請等の対応は中間年にも受付を行うものとし、それに伴う新規格付けは行う。